

電動移動棚解体撤去業務仕様書

- 1 作業実施場所 : 岩手県立中央病院 3 階医療情報管理室内
なお、解体後は岩手県立中央病院担当者の指示する場所まで部材の運搬を行うこととするもの。
- 2 移動棚の配置 : 別紙のとおり
- 3 仕様
 - 6-1 棚の種類
電動式移動棚エレコンパック (株文祥堂製)
 - 6-2 電動式移動棚の構成・数量
 - (1) D 単位

①	3 連複式可動棚	8 段組	W3115×D520×H2980	10 列
②	3 連複式固定棚	8 段組	W3115×D520×H2980	1 列
③	3 連単式固定棚	8 段組	W3115×D380×H2980	1 列
 - (2) E 単位

①	3 連複式可動棚	8 段組	W3115×D520×H2980	14 列
②	3 連単式固定棚	8 段組	W3115×D520×H2980	1 列
 - (3) G 単位

①	7 連複式可動棚	7 段組	W6715×D930×H3680	4 列
②	5 連単式固定棚	7 段組	W4580×D495×H3680	1 列
 - 6-3 棚部
 - (1) D、E、G 単位共に連動照明装置及び、上部転倒防止付。
 - (2) D、G 単位は仕切板が 900 間口で段 3 枚、1200 間口で段 5 枚付き。
 - 6-4 レール
 - (1) 埋め込みレールの撤去は行わないこととする。
 - (2) 棚の解体後、レールの溝に溝塞ぎを取り付けること。
- 7 棚部保管部材
 - (1) 基板及びモーター等については、保全部品として再利用できる状態で解体すること。必要数量等は岩手県立中央病院担当者と協議を行うこと。
- 8 その他
 - (1) 仕様書に明示されていない事項であっても実施上当然必要と認められる事項については、誠意をもって対処すること。
 - (2) 本仕様書に明示されていない事項で疑義を生じた場合は速やかに打合わせること。
 - (3) 解体工事にあたっては、あらかじめ解体工程表を提出し、岩手県立中央病院担当者の指示に従い所定の日時で作業すること。
 - (4) 部材運搬の際は、患者や病院職員との接触等事故に十分注意すること。また建物、設備等を破損しないよう必要に応じて養生すること。なお、損傷を与えた場合には請負業者の負担により現状復旧をすること。